

令和3年度 第1回市川市多様性社会推進協議会 会議録

開催日時 令和3年5月18日(火) 9時55分～12時10分

開催場所 第1庁舎 5階 研修室

出席者 市川市多様性社会推進協議会委員 5名

事務局 市川市総務部(植草部長、福田次長)

市川市多様性社会推進課 (佐々木課長、稲垣主幹、別府主事、中村主事)

傍聴人 なし

議 事

(1)市川市における取組状況報告

(2)市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について

(3)その他

配布資料

- ・令和3年度 第1回 市川市多様性社会推進協議会次第
- ・市川市多様性社会推進協議会委員名簿
- ・令和3年度 第1回市川市多様性社会推進協議会 席次表
- ・令和3年度 市川市多様性社会推進協議会スケジュール
- ・市川市多様性社会推進協議会要綱
- ・市川市の現状(取組み)

協議事項

- ・資料 1-1 制度の目的(趣旨)
- ・資料 2-1 制度の根拠
- ・資料 3-1 制度の種類
- ・資料 3-2 制度の対象者
- ・資料 3-3 パートナーシップの定義

資料編

- ・資料 1-1 市川市基本構想
- ・資料 1-2 市川市男女共同参画社会基本条例
- ・資料 1-3 市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針
- ・資料 2 市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画(抜粋)
- ・資料 3 セクシャルマイノリティ(LGBT等)に関するアンケート
- ・資料 4-1 LGBTQなどの性的マイノリティに関する職員意識調査
- ・資料 4-2 市民アンケートと職員意識調査の比較
- ・資料 5 市川市における「性別欄」のある様式の状況
- ・資料 6 その他の取組み
- ・資料 7～12 先行導入自治体条例、要綱等

発 言 者	内 容
	(会議に先立ち、村越市長より各委員へ委嘱状の交付を行った。) (会長に委員 B が選任された。)
委員 B(会長)	それでは、議事に移ります。議題(1)「市川市における取組状況報告」について、事務局より報告をお願いします。
事務局	(議題(1)市川市における取組状況報告について 「市川市の現状(取組み)」、資料編 資料 1-1「市川市基本構想」、資料 1-2「市川市男女共同参画社会基本条例」、資料 1-3「市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針」、資料 2「市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画(抜粋)」、資料3「セクシャルマイノリティ(LGBT等)に関するアンケート」、資料 4-1「LGBTQなどの性的マイノリティに関する職員意識調査」、資料 4-2「市民アンケートと職員意識調査の比較」、資料 5「市川市における「性別欄」のある様式の状況」、資料 6「その他の取組み」により説明。)
委員 B(会長)	ただいま事務局から多岐にわたりましてご説明いただきましたが、この報告についてなにかご質問はございますでしょうか。
委員 C	今のご説明から市長に答申するような性格のものではないということだったので、何か提言書のようなものをまとめるのではなく、毎回議論すること自体が目的なのかなと理解したのですが、そういうことですか。
事務局	今回、市長から諮問という形では出ておりません。パートナーシップ制度や多様性社会の推進に関する事項について、提言という形でおまとめいただく方向性でございます。ただ、項目によっては、意見がまとまらない場合もあるかと思えます。そのときには、複数の意見を市長にご提言いただければと思っております。まとめればそれが一番良いですし、まとまらなければ、多くの意見を市長に提言という形でいただければと思っております。
委員 B(会長)	10月に中間まとめで11月には最終案にというスケジュールが先ほどお示しされましたけど、これはこの会でこのような意見が出たと、このようなことはぜひ必要ではないかという意見が出て、あるいはこういう意見も出ました等、そういう意見や提言を市長にお届けするというところでよろしいでしょうか。
事務局	お話しされた通りでございます。少し説明させていただきますと、いわゆる審議会と呼ばれるものと、市長から諮問を受けて最終的に答申という形にまとめていただきます。例えば、最終的に意見がまとまらないときは採決をするというような形が審議会ではございますが、今回はそういった、採決で一つの意見にまとめるというような形を採ってございません。あくまでもご意見を提言として頂戴いただければということですので、少数の意見も含めて、提言としてまとめていただければと思っております。
委員 B(会長)	先ほどは、パートナーシップ条例が本市の課題で、それをどのように策定していくか、それに至る様々な体系についてのご説明をいただいたということでよろしいでしょうか。
事務局	はい、そういうことでございます。
委員 B(会長)	他にいかがでしょうか。
委員 A	質問ではないのですが、先ほどの資料4-1と4-2の結果ですね。この結果は非常に

	<p>重要と感じております。私共の団体も毎年、年に一回大規模なアンケート調査を実施しています。職場と LGBT に関するアンケート調査です。そういったことも含めまして、特に資料4-2の上の図、「性の多様性を個人の人権として尊重すべきか」というところで、四人に一人はそれを NO 又はわからないという回答をしているのは、やはりこの一年間、これからパートナーシップ制度を皮切りに様々な施策を取り組まれるかと思いますが、この値を是非上にあげていくということがとても重要な課題かなと思っております。あと、下の図もそうですね。一般の回答者の方々は当事者の方が多いから数値が高くなっているかもしれませんが、すべての値において職員の方々の値が低いということは、この一年間パートナーシップ制度の協議に加えて、庁内での普及であったり啓発活動というところは一緒に考えてやっていけたらと思っております。</p> <p>私共の団体は、主に企業で LGBT の啓発、推進のお手伝いをやっていますので、何かそこで協力できることはあるかなと思っております。こちらも併せて一緒にさせていただければ幸いです。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。今アンケートについてのご意見がございました。</p> <p>別件ですが、3月に打ち合わせに来ていただいたときに、市川市の男女共同参画条例はどうなりましたかと申し上げたのですが、まだ残っているのですね。私は否決された方の条例を作ったメンバーの一人が同僚でした。この当時は非常に大きく新聞でも取り上げられましたし、千葉県は47都道府県で唯一男女共同参画条例を持っていない県でございます。それには色々な経緯があって、作らないということが当時の最善の選択であったということがございました。市川市の動きも含めて、千葉県全体がこの当時いわゆるバックラッシュというのですかね、男女共同参画ということについての疑問を持っている方がたくさんいらっしゃる時代のもが残っているということだと思います。ですから、パートナーシップ条例をどうするかということだけではなく、市川市全体の施策の見直しといいますか、それと併せて進めていかなければ市全体の人権尊重だとか多様性尊重というようなことが実を結ばないのではないかと、ということもとてもよくわかるご説明だったように思います。</p>
委員 D	<p>市川市の男女共同参画社会基本条例に関しては、審議会の方でも少し時代と合わなくなってきたというお話はさせていただいております。ただ、それが改正されるかどうかについてはまた別問題というところで、審議会の方でも現状とズレてきてしまっているという話はしているところでございます。</p>
委員 C	<p>なるほど、と委員 B の話、あるいは市長の話聞いて、私も千葉県民ではないこともあって、経緯を何も知らないでここに至ったので、そういうことがあったのだなと今思いました。その中でこういったアンケートを事前にとっていただけたというのは、事務局の方が丁寧に進めようとしているのかなとも思っていて、有用な今後に向けて準備などをしてくださって、どうもありがとうございました。</p>
委員 A	<p>来年またこの時期に同じような質問をしたら、必ず数値は改善されているかと思しますので、それを一つ私たちの達成目標にもしていけたらなと思っております。この結果、私も非常にポジティブにとらえて進めていけたらなと思っております。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。</p>
事務局	<p>今、様々なお話いただきました。この協議会はパートナーシップ制度についての協議</p>

	<p>だけでなく、多様性の推進に関する事項も協議事項となっておりますので、その点についても是非ご意見をいただければと思っております。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。全体のことに関わって、ということで、私から。</p> <p>私は、千葉市のパートナーシップ宣誓制度が実現を見るまで、ずっと見守って、その後も色々なアクションをしているのですが、これはおそらく市川市もそうなのですが、教育行政は一般行政から独立しており、これはこれでいろいろな歴史的経緯があって大事なことなのですけども、市の施策が必ずしもすぐに教育行政に反映されないといったことがございます。例えば千葉市ではパートナーシップ宣誓制度ができたのですが、そのことが学校教育には必ずしも反映されないんです。</p> <p>トランスジェンダーの生徒がいる時に、迅速に一つ一つのケースに丁寧に対応する必要はあるんですけども、教育委員会全体としてすぐに研修が徹底されているかという点、必ずしもそうではないんですね。その点、市川市の教育委員会は、とても熱心にやってくださっていますし、学校の研修で呼ばれたりすることもあります。このアンケートを見ますと、困る場所は学校生活が多いと出ていますので、大人だけが分かっていたらいいものではなくて、当事者生徒にとっては、周囲の友達にわかってもらえないということがとても苦しい事ですし、また、外国ルーツの人たちもこれから増えていきますし、小さい時から様々な人権や多様性について、どんなふうに理解を推進していくか、教育をしていくのか、というようなことを併せてやっていくことが、とても大事だと痛感しております。</p>
委員 D	<p>このアンケート、私も実は答えさせていただきました。その時から今に至るまで世の中の動きがかなり変わってきて、パートナーシップの制度を導入される自治体が増えてきたり、最近ですと札幌地裁で、同性婚訴訟について違憲判決が出たりというところで、私自身もアンケートに回答した時と今とでは、やはり知識や理解というものがだいぶ進んできているところがあります。一方で、民間企業に勤めている身からすると、もちろん行政の方や当事者の方がすごく頑張ってくださっているのが分かる一方で、民間の関心というのは日々の生活に関係のないと思っている人たちにとっての理解は即座には進んでいかない。一步一步、カタツムリのように歩いていくしかないのだなあと、日々感じているところではあります。ただやっぱり世の中の流れとしては、良い方向にきっと進んでいくと思っていますので、私も尽力できたらなと思っていますところなんです。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。他に何かご意見はございますでしょうか。次の議題に移りましても、またいつでも(前の議題に)戻って良いということですので、それでは、議題(2)市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項についてに移ります。</p>
事務局	<p>(議題(2)市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について 協議項目 1制度の目的について 協議事項 資料 1-1「制度の目的」により説明。)</p>
委員 B(会長)	<p>制度の目的趣旨についてご確認いただきたいというのは、どこでしょうか。</p>
委員 D	<p>制度とか条文とかを作るときに、最初に制度や条例の趣旨を書かないといけない感じがするので、たぶんその一番最初のところに持ってくる憲法前文、のような形だと理解しているのですが、この内容に関して私は特に異議はありません。</p>
委員 B(会長)	<p>すみません、目的というのはこの 2 行の部分でしょうか。</p>

事務局	<p>制度を作るに当たりまして、こういったことを目的として制度を作っていきたいといったところになります。今後、条例にするか要綱にするかまたご協議いただく形になり、それによっても書きぶりも変わってくるかと思いますが、市川市としてはこういった目的でパートナーシップの制度を作っていきたい、といったところで、ご確認いただければというところになります。</p>
委員 B(会長)	<p>それではこの目的、2行の文章がございますが、「多様性を尊重する社会の実現を推進するため、性的マイノリティであることに起因する日常生活の支障を取り除くための支援策として、パートナーシップ制度を設けるものとする。」という目的についてのご意見はございませうでしょうか。</p>
委員 A	<p>私は少し違和感を抱いております。「性的マイノリティであることに起因する日常生活の支障を取り除くための支援策」というところです。私自身も LGBT の当事者であります。当事者性も兼ね備えたうえで、これを読んだときに、まず先ほどおっしゃった上位理念から引っ張ってこられたというところ資料1-3の第7条(2)ですよね、というところは重々承知しております。ですが、そもそもこのパートナーシップ制度自体が同性婚と異なっているということもありますし、社会保障も基本的には何もありません。なので、このパートナーシップ制度だけで日常生活の支障を取り除くというのは、私は難しいと思っております。なので、もしかしたら誰かにとってはこれだけでは解決できない、この文言ちょっと違和感があるな、と感じる方はいるんじゃないかなと考えております。</p> <p>私の代替案といたしましては、資料1-3の基本理念、第3条(1)「すべての人が多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく生きることができること」の実現を目指してパートナーシップ制度を定めます、ということであれば、誰にとってもスムーズに響くというふうには私は感じております。</p>
委員 B(会長)	<p>代案もありがとうございます。少し私もこれは角度をつけすぎかなと感じていますし、角度をつける割にはそんなに過大な、そんなに色々なことができるわけではないということもあります。委員 A のご意見についていかがでしょうか。(1)の文言を活かして、ということでした。</p>
委員 C	<p>私も委員 A のご意見に同調しますが、資料1-3の基本理念の3条(1)とおっしゃったのですかね、さらにできれば、三重県がつい先日採択した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」があるのですけれども、性的指向及び性自認という言葉を入れる方がいいということと、できれば人権の尊重なのだというところを明記する方がいいのかなという2点を申し上げさせていただきます。なのでその3条(1)に、この2点を足すような形の作文ができればいいなと思いました。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。3条(1)の「すべての人が多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく生きることができること」に「性自認・性的指向にかかわらず」と「人権尊重」の2点を足すということですね。</p>
委員 C	<p>性自認や性的指向にかかわらず等しく人権が尊重される、といった趣旨かと思っております。</p>
委員 B(会長)	<p>ここは文案を考えていただいて、「性的マイノリティが」というよりは、「性自認・性的指向にかかわらず」、そして「人権尊重」ということを入れて、「自分らしく生きることができるように」というふうな、日常生活の支障を取り除くというところよりは、そちらの方が実</p>

	際と合うというところですね。この目的について、他にご意見ありますでしょうか。
委員 D	異議なしと言っておきながら申し訳ないのですが、この後、条例にするのか要綱にするのか、どういった形での内容にするのかを他の自治体の先行事例を見ながら検討することになると思うのですが、その後にもう一回この制度の目的・趣旨のところに戻ってきた方が、たぶんスムーズにつながる内容のものができるのではないかと考えます。
委員 B(会長)	今のところはこのようなキーワードは必要だとかこういう表現は合わないといった程度にしておいて、もう少し骨格がはっきりしてから目的を作るという形にしましょう。 では、ここは半分保留のような形で次に進めるということではよろしいでしょうか。
事務局	承知いたしました。ただ今案をいただきましたので、次回までに今日いただいた案をベースに、目的の文言についてはいくつかパターンを作ってみたいと思っております。
委員 B(会長)	それでは先に進めさせていただきます。次の協議項目について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	(協議項目 2制度の根拠について 協議事項 資料2-1「制度の根拠」により説明。)
委員 B(会長)	ありがとうございます。今、制度の根拠についてご説明いただきました。これについてのご意見ございましたらお願いします。
委員 D	条例という形でできれば、やはり安定性があるのと、今後国政レベルでも、10年先なのか30年先なのかは分かりませんが、いずれ同性婚が法制度化されていく流れにあるのではないかなとは思っています。条例で作れた方が、安定性があるかとは思いますが、ただ私も勉強不足で、市議会の情勢に疎いところでございまして、議会で否決されてしまうぐらいだったら一旦要綱として通してしまえば良いのではないかと思います。要綱にしたとして、今後市長が代わった際に制度をなくしてしまうということにはなりにくいかなと思うのですが、ただ今それを条例案として通そうとすると、議会で否決されてしまう恐れがないのかな、というところですね。すみません、議会の情勢に疎くてですね、心配になってしまうところですね。
委員 B(会長)	条例は安定していて良いのではないかなというご意見でしたが、議会の勢力といいますかね、それによって左右されるとしたらその辺が心配だという発言だったと思います。 私もこの辺りのことに詳しくないのですが、実質が取れれば一番良いと思うのですが、これについてのご意見はございますでしょうか。
委員 C	基本的に委員 D がおっしゃったことと同じなものです。私は市川市の議会の状況を生じてはいないのですが、先ほど市長が条例を通すということを力強くおっしゃっていたので、通ることなのかなと思いましたが、一方、否決されてしまえば意味がないので、その場合は要綱なのかな、と思います。特にパートナーシップ制度については、委員 D もおっしゃったのですが、何年か経てば国に同性婚が導入されて不要になるものというふうに思っておりますので、そういう意味では実を取るというのが大事なかなと思います。 あと、私の方で新宿区の条例案の方をシェアさせていただきました。新宿区の方で条例案が通らなかったということで、皆様のご不安を煽ってしまったのではないかと思います。

	<p>した。私は新宿の条例案に直接関わった者ではないので聞いた話なのですが、私の聞いたところによりますと、新宿区長はパートナーシップに反対という立場だったようで、仕方がなく議員提案という形で提案され、しかし区長も反対ですし、区長が影響力を持っている議員の方もたくさんいらっしゃるということもあって、否決されたと聞いております。なので、少なくとも新宿区と市川市の状況は違うと思っているのですが、市川市の詳しい情勢を知るものではないので、とりあえず情報でございました。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。この辺は本当に情勢分析が必要なものになりますので、ちょっと難しいかなと思います。ここは事務局の方からどういう制度の在り方があるかというご説明をいただいて、色々あるんだな、ぐらいのことで、先にまたこのパートナーシップというものは何を指すのかというご説明をいただいた方が良いかと思うのですが、先に進んでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>条例化する場合に、政治の動きに左右されるというお話は、確かにございます。市長が条例を提案した場合に間違いなく通るといった断言はなかなかできないところでございます。場合によっては実を取るということで要綱ということも考えられますが、この場では、制度論として、団体意思としての条例がよろしいのか、それとも要綱でもいいのか、どちらも選択肢としてあるのか、その辺のご意見いただければと思っています。そもそもそのあるべき論というところでご意見をいただければと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>ということだと、先ほどの委員 D も委員 C も条例の方が望ましいけれども、というお話しでしたので、議会で条例として否決されずに決まるのであれば条例に越したことはない、ということのように伺いましたけれども、それでよろしいでしょうか。</p>
委員 A	<p>私も基本的に同じような考えでありまして、103(の自治体)のうちの6つしか条例化していない、その中で市川市様が条例化するとなったら、たぶん当事者からしたら本気度合いを感じることができると思います。あっ、本気でやろうと思っているんだな、というところですね。ただ、要綱は要綱でやり易さはあるかと思えます。ここ数年で、もしかしたらLGBTに関する立法の面から大きく変化する可能性もあるかと思えます。それを踏まえた上でやはり基礎自治体だからこそできるという柔軟さというのものもあるかと思うんですね。なので、そういったところを重視するのであれば私は要綱で置いておいていただいて、大きな立法の動きなどを見ながら、将来的に条例化するという視野でも意味があるかと思えますが、本気度合いという意味では、やはり条例が良いかなと思います。</p>
委員 D	<p>昨年江東区の男女共同参画フォーラムに LGBT 当事者の方がいらっしゃってくださって、同性パートナーシップのお話も少ししていただきました。私ボランティアスタッフのイベント運営の方もやっていたので、ちょっと全部は何うことはできなかったのですが、その中に、いま同性パートナーシップの制度を採用されている自治体の人口比率で計算した時に、日本の人口のだいたい3分の1ぐらいは既に同性パートナーシップを選択可能な自治体に変わっているというお話がありまして、それは引越しをする可能性がある人にとっては、市川でパートナーシップが選べるんだったら市川市に住んでもいいよね、というような引越し先の選択という意味では、結構魅力的なものになるかなと思いますので、この際、要綱でも通していただければ良いかなと思っていますところなんです。</p>
委員 B(会長)	<p>そうですね。千葉市にパートナーシップが実現するとなつたので、実際に市川市から千葉市に引越した人がいます。ただそれが市の境をまたいでしまうと有効じゃない、と</p>

	<p>いう問題もあるのですけども。</p> <p>今のご意見はやはり条例の方が良いし、条例となれば議決を経るわけですから、それなりに議員の方々も真剣に議論するでしょうし、傍聴の人も来るでしょうし、そういった意味では条例を制定するプロセスそのものも、とても意味があるというふうに思います。その意味では条例を目指したほうが良いが、国全体の立法のこともあるので、無理をしないでむしろ柔軟に対応できる要綱でも良いのではないかと。とにかく、実際に使える制度が早く整えるというのが大事ということかなと思います。</p>
委員 D	<p>男女共同参画の観点からも、同性パートナーシップを認めた後、ゆくゆくはといったところにはなるのですけども、いずれ同性間の DV の問題にも取り組んでいくことになるかと思えます。その意味で市川市の男女共同参画からの面でも LGBT 当事者を正面から認めるというところで、同性間での暴力といった問題にも新たにに取り組んでいただく必要がでてくるというところも、備えていただければと思っております。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。それでは次に移ってもよろしいでしょうか。それでは事務局の方からよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(協議項目 3制度のあり方 1パートナーシップ制度の種類について 協議事項 資料3-1「制度の種類」により説明。)</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。今制度の種類についてのご説明をいただきました。これについて何かご質問、ご意見はございますか。</p>
委員 A	<p>私たちの団体は3か月ごとに、パートナーシップ制度が全国にどのくらい浸透しているか、という調査をしております。その結果によりますと、渋谷区と世田谷区では同じ時期に制度をスタートしていますが、3月末の時点では渋谷区は60組、世田谷区では145組という結果がでています。パートナーシップ宣誓をするにあたって、同じ時期に制度を開始して、約2倍近くの差がでている結果になります。すべてがすべてではないですが、申請にあたり、証明になると少しハードルが高いのかな、という印象自体は受けております。下に書いてあるように、思いに寄り添った使いやすい制度ということなのであれば、宣誓や受領という観点からの方が良いのかなと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。委員 C お願いします。</p>
委員 C	<p>私は委員 A に、この登録・届出をどう思われるか、というお話も伺えればなと思っています。同性婚が本来認められて然るべきであるのに、それが現在認められていないという状況です。婚姻は、ここで分類すると登録にあたると思います。つまり届出を出すということになると思います。婚姻であれば、男女が役所に行って決意や誠意を示すとかではなく、ただ届け出れば受け入れられるということがあります。私の考えではパートナーシップ制度は、本来あるべき同性婚がないことの間をつなぐ制度なので、婚姻と同様に扱うべきで、届出や登録などの制度でいいのかなと思います。当事者が決意や誠意を示すというのが、当事者にどんなふうに捉えるかということも気になります。公のところに行ってカミングアウトしなくてはいけない、というように重荷と取る声も聞きます。</p> <p>一方で、そういった公のところへ行って決意や誠意を示すことに意義を見出してやりたい、という方もいらっしゃるかもしれないので、その辺はぜひ皆様のご意見を伺いたいなと思います。私個人の基本的な考えとしては、同性婚が認められていないのは不当だ、という考えなので婚姻と同じレベル感がよろしいのではないかと思っております。</p>

委員 B(会長)	ありがとうございます。
委員 D	<p>渋谷区は任意後見契約を公正証書で作るという制度だったかと思うのですが、それは少し重いかと思います。</p> <p>現役世代のパートナー関係と高齢者の話というのはそぐわないかもしれないですが、高齢者の後見人をやった人、やろうとした人の話を聞いていると、後見制度って結構大変です。基本的にやめることができない、死ぬまで続くというところが、かなり重たすぎるかなと思っています。ですので、後見制度のところはいらないと思っています。</p> <p>異性のカップルも、もちろん役所に届け出ることが婚姻では一番キーになってくるのですが、後見制度の責任感というところまでは、認識しないまま婚姻届を出していると思うので、そこはいらないと思います。</p> <p>一方で、今、男女の結婚でも夫婦別姓が法律上選択できないために、事実婚という形で生活されている異性カップルもたくさんいらっしゃるのですが、そういうときに、民間の立場として役所がこういうふうになってくれるといいな、という一つが、婚姻届けの受領証というものです。これが一枚あると結構手続的にはやり易いです。</p> <p>私の勤めている会社の内部規定の話なので、他の会社さんがどうかは分かりませんが、現在法律上結婚してない事実婚で、夫婦別姓の状態でいたい、という場合には、一緒に住んでいるということ、生計を一緒にしているということ、親戚付き合いでしたり、ご近所・お友達の付き合いで夫婦として活動しています、というのを一応伺うこととしています。法律婚であれば婚姻届の受領証がいただけます。しかし事実婚の方だったり、同性間の方だったりはいいただけない。受領証がいただければ、事実認定的な、お二人は夫婦ですね、というのがすごく分かりやすくなる。ですので、そういった受領証みたいなものをいただけると、民間企業としてもやりやすいかなと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>はい。今、伺っているのは次の対象者にもかかることかなと思います。</p> <p>今いくつかご意見があって、委員 C からは異性婚と一緒に婚姻届を出す、登録ということでもいいのではないかと、というようなお話と、委員 D からは、やはり公正証書というのはハードルが高いのではないかと、委員 A からは、渋谷区、世田谷区の登録カップルの違い、ということ言えば証明はハードルが高いのではないかとという話がありました。</p> <p>もしかすると50年くらいたったら、そんな時代もあったのね、ということになるような制度、つまり過度的な制度かもしれないとことを考えると、より多くの方が利用できる、しやすくするのが良いと思います。</p> <p>千葉市は事実婚カップルも利用できるのです、事実婚カップルが事実婚カップルであるという証明にも使える、とういうようになっています。今の婚姻制度では色々困っているから利用できない、あるいはしない、という人たちにも広げる、幅広く色々な人が使えると良いというお話だと思います。他にはいかがでしょうか。</p>
委員 A	<p>委員 C がおっしゃっていたことに、私なりの意見として回答いたします。</p> <p>私も、自身のメモに婚姻届けと同じ概念であるとして書いてあるのですが、そうなる、やはり登録というのが、本来であればそれでも十分かなと思います。</p> <p>ここからは当事者としての意見、私個人の意見なのですが、登録の他に宣誓・受領・証明と並んでいた時に、登録ですと私は本気かな、と少し思ってしまうんですね。</p> <p>宣誓・受領の方が登録よりも地方自治体がどれだけ腰を据えているかというのを、私</p>

	<p>は少し感じてしまうなと思いました。本来であれば登録でもいいのかと思うのですが、既に比較対象がたくさんあると捉えたら宣誓の方がいいのかなというのが個人的なところですか。同じ当事者の目線でいうと委員 E とかどうですか。</p>
委員 E	<p>私のパートナーはとてもクローゼットでして、絶対にばれたくないという立場で、どこで見ても分かるようなものには絶対したくないという意見が強いです。例えば市役所で何かを提出した時に、誰にでもわかるようだったら絶対にいやだと言っています。そういう方もいると思うと、宣誓等はハードルが高くなってしまったと感じました。ですので、おっしゃっていたように異性カップルと同じような感じでできれば一番いいのかな、と今のところ感じています。</p>
委員 D	<p>先程 DV の話もさせていただいたのですが、もし同性パートナーの間で DV の問題が起きてしまったときに、DV の問題は人権問題なので、公的な制度を受けられて然るべきなのですが、DV の救済対応の時に役所や男女共同参画センターの相談室が動きやすくするための制度ということであればどちらがいいのかな、と意見を伺えればと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>DV については、大学の学生が、十数年前に千葉市の DV の支援所に駆け込んだことがあります。要するに恋人間の DV なのですが、その時に千葉市も警察も婚姻関係になくても DV として扱ってくれて、相談も乗ってくれました。なので、DV 支援のために婚姻関係と同じような証明が必要なのか私は疑問です。</p> <p>むしろそれは支援する側がもっと幅広く広げて対応すればすむことなのではないかと思います。そして、そこに当然同性のカップルも入ってくる。</p> <p>色々なご意見があって、きちっとしている方がいい、クローゼットの人もいるので登録程度であれば利用できる、または登録さえもはばかられるという方もいらっしゃるかもしれません。その辺が同じ当事者でもやはり差があると思うのですけれども、それぞれの良さや課題みたいなものをご意見からわかったかなと思います。</p> <p>では次にいってよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>(協議項目 3制度のあり方 2制度の対象者について 協議事項 資料3-2「制度の対象者」により説明。)</p>
委員 B(会長)	<p>それでは、制度の対象者について今ご説明いただきましたが、ご意見ご質問等お願いします。</p>
委員 C	<p>私はこの千葉市方式、「性自認・性的指向を問わない」というのがいいと思っております。なるべくどなたも排除されない制度がいいと思うこともありますし、もともと目的のところ議論があったのですが、性的マイノリティの人たちの支援策なのか、それとも性自認・性的指向にかかわらず、すべての人が平等に扱われる人権尊重なのか、で角度が違うと思います。私の考えでは、人権尊重の認識ですので、性的マイノリティの人だけにする必要はないのかなと思います。あと、性的マイノリティであることを証明する方法はないのですが、証明しなくてはいけない様な状況は好ましくない。さらに言えばバイプロダクト的(副産物的)に異性間のカップルも使えるというのは、異性間のカップルにとってもメリットだと思いますし、委員 E がおっしゃっていたように、カミングアウトを恐れてらっしゃる当事者はたくさんいると思うので、異性カップルなのか同性カップルなのかは問わない制度であると利用しやすいのではと思います。</p>

	<p>ただ一方で、委員 A がおっしゃられたように本気度という問題があるかもしれませんが。千葉市の制度も LGBT のための制度だと社会認識されていると思いますけれども、とはいえ誰でも使えるとなると本気度的なものにもしかしてクエッションがつく可能性がないわけではないのかなと思いました。しかしそれに関しては色々なやり方があるかと思えます。これは事務局の方にも全然相談してないことになるので、単なる私の考えになります。先程市長が、私の今日の Twitter を見たようで発言されていましたが、性自認・性的指向による差別があるのは大きな社会問題です。性自認・性的指向による差別の禁止も現在国でそういった法律をつくるべきかどうかということが議論されています。</p> <p>三重県でもつい先日差別を禁止する条例を、自民党、他の党全部含め、全会一致で通ったと聞いています。パートナーシップだけでなく、この他にも性的マイノリティが抱える課題がありますので、恐縮ですがパートナーシップが第一章、そして差別禁止が第二章となってくると、すごい本気度が感じられると思います。色々なやり方があると思います。私は千葉市方式が良いと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。</p> <p>私は千葉市には色々関わっていたのですが、千葉市のパートナーシップ制度ができたときには、フランスのパックスに似ているなど思ったんですね。フランスのパックスは別に同性の人たちだけじゃなくて、ただの友達でもいいんですよ。別に恋愛関係じゃなくてもいいんです。それがフランスのパックスができたとき、画期的と言われていて、千葉市は割とそれを打ち出していたんですね。千葉市のパートナーシップ制度ができたとき、宣誓制度を利用したカップルが、千葉日報や東京新聞には顔写真付きででてくるんですが、事実婚カップルも同性カップルもみんな紹介されたんですね。色んな人が使えるんだよっていうのを、委員 C がおっしゃったように、必ずしも同性カップルの制度ではないんだってということによってセクシャルマイノリティの方だと分らない、セクシャリティを問われない、あえてそこでどれなんだ、という様なことを問われずに済むってということが大事だと思います。</p>
委員 A	<p>本当におっしゃる通りだと思います。何か行動した時にセクシャリティが1回1回問われていたら、行動に移せませんので、そういう意味でも、私も千葉市の方向性が高いのかなと思います。最終的には目的にかえるかと思いますが、資料1-1と1-3の基本理念を見ると、「すべての人が」という文言からはじまっています。そういったことも鑑みると、やはり事実婚の方々も含めるのがいいのかなとは思っています。</p> <p>制度の目的が曖昧になるかもしれない、という気持ちも非常に分かります。ただ、事実婚の人たちにとってもこれは良い制度になりますし、性的マイノリティの人たちにとっても良い制度になる。対象者の範囲を増やすことで損する人は誰もいないと思いますので、ここの曖昧になるというのはあまり気にしなくてもいいのかなと私自身は思っております。</p>
委員 D	<p>私も千葉市方式に賛成で、浜松市も同じように事実婚カップルの人や異性カップルの人でも使えるようにしています。浜松市で制度化されたときに喜んでいた人の一組が、「異性カップルだけれども、普段仕事の関係で住まいを別にしている、さらにどうしても夫婦別姓にしたかったので法律婚ができなかった」という方がいました。法律婚であれば別々に住んでいても、この人を生涯のパートナーとします、と言えるのに、名字を変えなくてはいけないというハードルがあるために法律婚ができず、さらには別々に住んでい</p>

	<p>るために、事実婚としても認定されない、という場合があります。しかし浜松市は、別居でもカップルとして認定してもらえるため、「ようやくカップルです、というのを公的に言えるようになりました」と喜んでいらっしゃいました。</p> <p>江東区の方で聞いた時には、なるべく色々な人が、同性カップルに限らず使えた方が、こちらにとっても都合がいいです、使いやすいです、というお話がありました。また、今後の社会情勢を考えていったときに、実は私は結婚してなくて独身で子供もいないのですが、このように生涯未婚のまま老後を迎える人ってこれから結構増えてくと思います。私の友達にも未婚で子供がいないという方がいらっしゃいますが、将来高齢期になったときにお友達同士で老後を支えあっていきます、ということがあるかもしれません。例えば倒れてしまって病院に運ばれていったときに、終末医療はどうしますかとなった際、本人の意思を一番聞いていたのは友達でした、ということがあったりすると思います。自分の亡くなるときや、病気になったときの治療方針を決めてもらうには、異性ではなくて同性のお友達をそういうことを聞いてもらう人に指定しておきたい、という様なところでも、パートナーシップ制度を使えると便利かなと思います。</p>
委員 E	私もまったく同じ意見です。千葉市や明石市のこの制度ができたときにすごく羨ましいと思いました。誰にでも使えるのが一番やりやすいのかなと思います。
委員 B(会長)	<p>今、期せずして千葉市方式が全員いいのではないかなりました。もちろん婚姻関係で認められている権利は十分保証されないので、相続の問題とかいろんなことがあるんですけども、でも少しでも、というところかというと、あらゆる人が利用できる点ではこれがいいのではないかと、というご意見だったと思います。</p> <p>そして委員 C からお話があった差別禁止法とか差別禁止条例ができると、本当に色々な分野にいきますので、医療や教育現場で差別を受けずにすむ、さらに積極的に「これは差別なんですよ」と理解してもらおうということができると思います。児童・生徒のLGBT 当事者には配慮があっても、教職員にいたとは思ってないんですね。特にトランス女性の教職員が女性の服装で教員をしたいということについては、非常に拒否感が強い。でも生徒は割と分かってくれる子が多いです。そういう意味では差別防止法あるいは差別防止条例があれば、そういったことは差別にあたって、その人がその人らしくあるために周囲がどういう条件を整えなきゃいけないのか、というふうに進みますよね。そうすると確かに第一章がパートナーシップ制度、第二章が差別防止条例になると思います。</p> <p>では、ここについては、あらゆる人が利用できる制度にしていくのが良い、という意見で一致したと思いますので、次に進みたいと思います。</p>
事務局	(協議項目 3制度のあり方 3パートナーシップの定義について 協議事項 資料 3-3「パートナーシップの定義」により説明。)
委員 B(会長)	ありがとうございます。皆さんここについての意見はいかかでしょうか。
委員 A	どれが良いというのは特にこれをすべて、というわけではないのですが、外的な要因や立場によって、それを讀んだときに私たちとは合致しないな、と思ってしまう内容にはしないしてほしいなと思います。「必要な費用分担」、「共同生活」というと色々な環境の方がいらっしゃいますので、一度見直していただければ、すぐわかるかなと思っております。私が個人的に好きな定義というのが、明石市の定義で、参考にしております。

	互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に尊重し合う、というところで、これはすべての人に適用される文言ではないかなと思います。実現性の高い内容に持っていったらなと思います。
委員 B(会長)	今日追加で、新宿区のパートナーシップ及びファミリーシップ届出制度に関する条例の資料ございました。ここではファミリーシップというのが書いてあり、これは最近そういう流れがあるのですが、これについては事務局の方ではご検討されたんでしょうか
事務局	委員 C からいただきました資料を見てはじめて、ファミリーシップというものを含めているということが分かった次第ですので、検討事項の中には入っておりません。もしこのパートナーシップにあわせてファミリーシップも一緒に制度化するべきだという意見がございましたら、今日はお時間がございませんので、次回に向けて資料をそろえますので、議論いただければと思います。
委員 D	<p>次回で良いと思うのですが、私もファミリーシップの方はぜひ議論できたらと思います。市民アンケート取った後だと思うのですが、確か関西の方で男性の同性カップルで里親になったというニュースがあったと思います。もちろん恋愛関係については異性と恋愛をしたいけれども、その後離婚してしまって子どもを養育しなければならないとなったときに、子供を養育するためのパートナーとして同性のパートナーと一緒に子育てをします、というケースもあるかと思います。そういう場合に子どもにとっての保護者というのは血のつながった親と、その親の再婚相手になると思うので、そういった子供たちにとっても不利益とならないような形にしていけたらいいなと思います。</p> <p>やはり家族という言葉はいいのではないかなと思います。できればカタカナよりは日本語の方がいいなというのと、千葉市の、当時は熊谷市長だったと思うのですが、パートナーシップ制度の定義として考えてらっしゃったのは、「家族を形成して一緒に助け合って生きていくんだ」というところを重視していたかなと思います。そういったものを市川市の方でも取り込めたらいいなと思います。子どものころ近所のおじさんに「人は一人では生きていけないよ、友達は絶対必要だよ」と言われたのがすごく心に残っているのですが、やはり大人になつときに他の人と助け合って生きていくべきだ、というのは、普遍的な価値観だと思うので、そういうのを盛り込んでいったらなと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。時間がきてしまったのでファミリーシップについては、次回に少し資料をつけていただいて議論するというので、次回また改めてということよろしいでしょうか。（委員一同了承）</p> <p>それでは、令和3年度第1回市川市多様性社会推進協議会を終了いたします。</p>
終了	(事務局より今後の協議会の日程等の事務連絡)